

資料3

地方裁判所・家庭裁判所委員会について

地方裁判所・家庭裁判所委員会について

制度の目的	地方裁判所の運営及び家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的とする。
-------	---

制度の内容	設 置	各地方裁判所及び家庭裁判所
	所掌事務	当該裁判所の運営に関し、当該裁判所の諮問に応ずるとともに、当該裁判所に意見を述べる。 ※地方裁判所の運営には、当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。
	構 成	15人以内で組織され、委員の互選により委員長を選任する。 ※最高裁判所が必要と認める場合には、25人に達するまで委員の数を増加することができる。
	委 員	裁判官、検察官、弁護士、学識経験者の中から任命し、任期は2年とする。
	根 拠	最高裁判所規則

運 用	委 員	○学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとするとともに、多様な委員構成になるよう配慮
	開催回数	○できる限り年複数回開催するよう努める。
	意見交換等の内容	○裁判所から聞いてみたい事項 ・裁判における専門知識の活用について ・受付相談窓口の充実策について ・裁判所からの情報発信について 等 ○委員の興味・関心がある事項
	考えられる工夫	○意見交換前に法廷傍聴、模擬審判見学、支部・簡裁の見学などを実施 ○委員への定期的な情報提供（「委員会通信」などを発行） ○意見への対応結果等を委員会に報告 等